

緊急事態宣言を踏まえたみなと障がい者福祉事業団の対応について

事業団では、この度の緊急事態宣言を踏まえ、順次事業所ごとに在宅サービスの利用及び時短営業等の対応を実施してきました。今後につきましても感染防止対策を徹底しつつ、可能な限り利用者への支援体制を保持して参ります。なお、令和2年5月1日現在の実施状況は以下のとおりです。

1 各事業所の対応について

事業種別	事業所名	緊急事態宣言を踏まえた対応 (令和2年5月1日現在)	実施開始月日
法内事業	就労移行支援事業はばたき	原則、在宅サービスを利用する。	4月27日から
	カフェ・ドゥー、トロア (就労継続支援A型事業)	原則、在宅サービスを利用する。 ※店舗営業については、一時休業とする。	
	センター、南麻布清掃等/施設外就労 (就労継続支援A型事業)	原則、在宅サービスを利用する。 ※受託事業については、職員が対応する。	5月1日から
	相談支援事業	利用時間は現行通りとする。(8時30分から17時15分まで) ※ただし、訪問や面談等は原則無しとし、電話による対応を基本とする。また、職員については一部在宅勤務を実施する。	4月14日から
受託事業	障害者就労支援センターかもめ		
はなみずき	時短利用(営業)を実施する。 利用時間: 9時45分~16時15分 営業時間: 10時~16時		
ろぜはーと	時短利用(営業)を実施する。 利用時間: 10時~16時 営業時間: 10時30分~15時30分		
	センター受付	時短利用(営業)を実施する。 利用時間: 9時30分~16時	
事務局	管理	営業時間は現行通りとする。(8時30分から17時15分まで) ※ただし、職員については一部在宅勤務を実施する。	

2 緊急事態宣言を踏まえた対応の実施期間の終期

令和2年5月15日(金)まで

※なお、緊急事態宣言の効力延期等により、実施期間の終期が変更となる場合があります。